

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について

こども・家庭課児童相談・養育支援室
障がい者支援課

1 改正の理由及び内容

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者等に対する安全計画の策定及び送迎バス等における児童の所在の確認の義務付け等の基準を設けるほか、所要の改正を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

【主な改正の内容】

項目	改正内容
安全計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の安全の確保を図るため、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等に関する計画の策定等を義務付ける。
自動車を運行するときの所在の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の移動のために自動車を運行するときは、点呼等により児童の所在を確認することを義務付ける。 ・ 児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等児童の所在の見落としを防止する装置の使用による児童の所在の確認を義務付ける。
インクルーシブ保育 [※] を可能とするための職員の基準の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所と他の社会福祉施設等が併設されている場合において、その行う保育に支障のない場合に限り、職員の兼務を可能とする。

※インクルーシブ保育：保育所と児童発達支援との一体的な支援をいう。

2 施行期日

令和5年4月1日（一部の規定は、公布の日）